

介護保険を利用したいと思ったらどうするの？

サービスを利用するには 要介護認定の申請が必要です

①要介護（要支援）認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、川西町の介護保険担当窓口（川西町地域包括支援センター）で認定の申請をしましょう。初めての申請は、利用者本人または家族、後見人の方などにおいでいただいた申請をお願いしています。

介護保険の制度や利用できるサービスについて簡単に説明をしながら、現在の状況、これからどんなサービスを希望するかなど、お聞き取りをさせていただき申請書を記入していただきます。

（高齢者世帯で車がない等、事情があり役場に来ていただくことが困難な場合、在宅介護支援センターの職員による訪問での申請ができる場合があります。お電話等でご相談ください。）

また、お聞き取りをさせていただいた状況で、ご本人様の状況がごく軽度の状態であり要介護（要支援）状態には該当しないと思われる場合、「介護予防・生活支援サービス事業」のご利用を勧めさせていただく場合もあります。→⑤

■申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（窓口準備があります。）
- 介護保険被保険者証（見つからない場合は申し出てください。）
- 健康保険被保険者証（健康保険の種類、記号番号等を確認させていただきます。）

初めて申請をする方は**必ず**ご持参をお願いします。）

申請の際、利用者本人の主治医（かかりつけの医師または、介護が必要となった直接の病気の治療にあっている医師など、ご本人の心身の状況をよく理解している医師）を確認します。医療機関より発行された説明書や明細など、主治医がわかる資料等があればお持ちくださいますと便利です。

現在の状況のお聞き取り、説明等でお手続きに30分ほどお時間をいただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。



②認定調査が行われます

認定調査

川西町の認定調査員などが自宅（入院中の場合は病院）を訪問し、現在の体や心の状況を確認するための聞き取り調査を行います。調査内容は全国共通の調査票が使用されます。

○このような調査項目があります

- ・身体に関する項目（まひや拘縮の有無、座位・立位保持、歩行の状況 等）
- ・生活機能に関する項目（移動、食事摂取、排泄動作、衣服着脱 等）
- ・認知能力に関する項目（意思伝達、記憶・理解）

- **精神・行動障害に関する項目**（介護への抵抗、昼夜逆転、感情不安定 等）
- **社会生活への適応に関する項目**（集団参加、服薬や金銭の管理、日常の意思決定 等）
- **過去 14 日間に実施されている特別な医療行為**（透析、点滴、酸素療法 等）
- **日常生活自立度**（身体機能・認知機能）
- **概況調査**（家族の状況、居住環境 等）

■ 認定調査を受けるときは…

- 家族など、いつも介護している方に同席してもらえばより正確な調査ができます。
- 普段気になること、困っていることなどをメモしておくとう便利です。緊張などから伝えきれないこともありますので、調査員に伝えたいことを整理しておきましょう。
- つえなど、日常使っている補装具がある場合はどのように使っているか伝えましょう。
- 普段と著しく体調が異なると、正しい調査ができないことがあります。調子が悪い時は日程の再調整を行い、通常の状態での調査を受けましょう。
- 認定調査は、原則として平日の日中に実施します。いろいろご都合もあろうかと思いますが、ご本人の状態を確認するための大切な調査ですので、ご家族の方もご協力をお願いいたします。
- 現在新型コロナウイルスの影響により、病院・施設等では立会などを制限される場合があります。その際は後程家族の方にお電話等で状況等を確認させていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。

主治医意見書

川西町から利用者本人の主治医に依頼し、介護を必要とする原因疾患や心身の状況などについて「主治医意見書」の記載を受けます。意見書の記載費用は町が負担します。

- 主治医意見書の記載にあたり、主治医が必要と判断した場合医療機関から受診の依頼がある場合があります。要介護認定に必要な資料ですのでご協力をお願いいたします。



③ 審査・判定が行われます

認定調査の結果と主治医意見書がそろると、まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われます。その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

● コンピュータ判定の結果

全国統一の基準で公平に判定するため、認定調査の結果をコンピュータに取り込み、専用のソフトで一次判定を行います。

● 特記事項

訪問調査を行った認定調査員が、調査の際お聞きしたお話や介護の状況の内容から調査票には盛り込めない事項などについて記入するものです。

● 主治医意見書

川西町からの依頼により主治医が作成する、心身の状況等についての意見書です。



介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

川西町が任命する医療、福祉、保健の学識経験者から構成された「介護認定審査会」で、利用者本人の心身の状態が総合的に審査され、要介護状態区分が決まります。



④審査結果に基づいて認定結果が通知されます

介護が必要な「**要介護1～5**」、要介護状態になるのを予防する対策が必要な「**要支援1・2**」、いずれにも該当しない「**非該当**」の区分に認定されます。結果が記載された認定結果通知書と介護保険被保険者証、自己負担の割合を表示した介護保険負担割合証が届きます。

■**要介護状態区分** ※状態の説明は、あくまで目安です。

要介護

● 要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
● 要介護2	歩行などが不安定で、排泄や入浴などの一部または全部に介護が必要
● 要介護3	歩行や排泄、入浴、衣服の着脱などにほぼ全面的な介護が必要
● 要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護無しでの生活は困難
● 要介護5	生活全般に介護が必要で、介護無しでは日常生活がほぼ不可能で、意思の伝達が困難

「要介護1～5」に認定された方は、介護保険の介護サービスが利用できます。

要支援

● 要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
● 要支援2	日常生活の支援が必要であり、状態の軽減もしくは悪化防止のために支援を要する

「要支援1・2」に認定された方は、介護保険の介護予防サービスおよび、川西町が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」のサービスを利用できます。

非該当

● 非該当	要支援・要介護状態に該当しない
--------------	-----------------

非該当の方は介護サービス・介護予防サービスの対象には該当しませんが、⑤の「基本チェックリスト」を受けて生活機能の低下が見られた場合、川西町が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。(事業対象者)

生活機能の低下がない場合、**一般介護予防事業**の利用のみとなります。

一般介護予防事業は介護保険のサービスではありませんが、元気アップ教室、認知症予防講座などのメニューがあり、開催時期・内容などは町報等でお知らせを行っています。

要介護認定申請から認定結果が出るまで、およそ1か月ほどかかります。

状態・必要に応じ、申請後結果が出るまでの間暫定でサービスを利用することが可能です。

⑤基本チェックリストについて

状態の低下がごく軽度で要支援・要介護状態にまでは該当しない場合でも、「基本チェックリスト」で生活機能の低下がみられた場合、川西町が実施する「介護予防・生活支援サービス」を利用することができます。(事業対象者)

基本チェックリストは、日常生活動作や家事、家庭や社会活動の状況を確認できるものです。川西町地域包括支援センターの職員が訪問し、ご本人にお会いして質問をし、該当状況を確認させていただきます。 ※「日用品の買い物をしていますか」、「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」等、ごく簡単な質問です。(25項目)

要介護認定の更新手続きが必要です

要介護認定には有効期間があります。初回認定の有効期間は、原則として申請日から**6か月**（状態に応じ12か月）です。引き続き介護保険サービスの利用を希望する場合は、更新のお手続きが必要になります。

川西町では、更新時期を迎える方に対し「更新のお知らせ」を送付しています。通知が届いたら、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、更新のお手続きをしてください。更新の申請をすると、あらためて認定調査・審査、認定が行われます。**更新後の有効期間は原則として12か月**（状態に応じ24か月、36か月）となります。

要介護認定の有効期間内に心身の状態が大きく変わったときは…

有効期間内に心身の状態が大きく悪化（または改善）し、現在の要介護状態区分がそぐわなくなった場合には、担当のケアマネジャーともご相談の上、区分変更の申請をしてください。手続きの方法などは、初回の申請と同じです。

認定を受けた後、他の市区町村に引っ越すことになった場合は…

原則として、他の市区町村に引っ越しても以前住んでいたところで認定された要介護度にもとづいてサービスが利用できます。引越しのお手続きで転出元の窓口においてになる際、介護保険担当部署より「**介護保険受給資格証明書**」等が発行されます。

転出先の窓口で発行された証明書を添えお手続きをされますと、同じ要介護度を引き継いで資格取得されることとなります。（転入後14日以内にお手続きをしてください。）

新しい住所でのサービスについては、ケアマネジャーや新しい住所地の介護保険担当課、地域包括支援センターなどにご相談ください。